全釧路剣道連盟
令和２年６月発行
令和３年７月一部改訂

新型コロナウイルス感染予防のための稽古ガイドライン《改訂》

稽古再開に当たっては、令和３年 ６ 月２１日付の全日本剣道連盟「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」令和２年６月１９日付の北海道剣道連盟「対人稽古再開のガイドライン」に沿って行うこと。
それに加えて、下記の事柄について、各団体、個人で十分配慮の上行うこと。

〇ソーシャルディスタンスの確保
・開始前後の座礼の時も左右約 2 メートルの間隔を取って座ること。
・待機しているとき、前後左右の間隔を約 2 メートル（片腕＋竹刀分の距離程度）とること。
・稽古中も隣の稽古者との間を約 2 メートル取るように意識すること。
（鶴ヶ岱武道館であれば、同時に元に立てるのは、10 名まで。元立ちを 2 列にする場合は場合は 10 名×２列まで）

〇換気、清掃
・稽古中は窓を開け、換気に務めること。使用後は床の清掃、必要に応じて消毒作業を行う
こと。

〇手洗い、消毒
・稽古前後は、手洗い消毒をしっかりと行うこと。体調不良の者は稽古をひかえること。
・水道設備の数が十分でないため、消毒液など各自で準備すること。

〇十分な休憩と水分補給
・マスクとシールドをつけての稽古となるため、通常より体への負担が大きくなる。短い時間でこまめに休憩を取り、水分も適切に補給すること。

〇その他
・火、木、土の剣連稽古会では、検温と参加者名簿への記載を必ず行うこと。
・稽古の内容や施設の利用について、施設の職員や剣道連盟の役員から、依頼や指導があった場合は素直に従うこと。